

# 太田牛一『信長公記』編纂過程の研究

六六

中村 名津美

はじめに

一・『信長公記』研究の現在

『信長公記』研究の力点は、数ある諸伝本の系統整理と、記事内容の正確性を検証することに置かれてきた。中には首巻の意味付けについて言及するものもあるが、先行研究の大半が歴史学の立場に立ってのものであり、国文学の立場に立ってのものはほとんどないのが現状である。また、近年共同研究の成果を報告された金子拓氏によると、今後の信長公記研究には「太田牛一がどのようにして自らの見聞や記憶を整理し、『信長公記』へと結実させていったのか」という編纂・著述方法の解明」といった成立の問題、そして「江戸時代の武家は、『信長公記』を所持することにどのような意味を見出したのか」といった伝来・享受の問題が残されているとする<sup>①</sup>。

本稿では、牛一自筆本とされる岡山池田家本『信長記』、尊経閣文庫本『永禄十一年記』と、自筆本の忠実な写しである陽明文庫本『信長公記』の本文などから、牛一の執筆・編纂意図の一端を探ると共に、『信長公記』の本質について考察したい。

『信長公記』は、太田牛一によって中世末期から近世極初期にかけて執筆されたとされている織田信長の一代記をいう。現存する諸本において様々な外題が付されているため、研究者によっては異なる呼び方をされる場合もあるが、『信長公記（信長記）』と呼ばれるのが一般的である。現在、全十五巻で構成されるものを「十五巻本」、そこに首巻一卷を加えた十六巻で構成されるものを「十六巻本」と言い、その二種に大きく分類される。

前者では、將軍足利義昭を擁して信長が上洛をした永禄十一年（二五六八）から明智光秀による謀叛が起こる天正十年（二五八二）までを、一巻一年として凡そ編年体で記している。後者にのみ加えられた首巻では、信長の誕生から上洛に至るまでの事柄、すなわち十五巻本が記す以前の時期の信長に関して記している。今川義元を討ち破り、信長が台頭する発端となった「姉川の戦い」や新戦法の導入により強者武田氏を打ち負かした「長篠の戦い」、本願寺との

長きにわたる「石山戦争」など、信長の生涯において重要な戦いの顛末を詳細に記すだけでなく、諸関の廃止や御所の造営といった信長の行政施策の記録や、まだ上総介であった頃の数々の逸話を記すなど、その記事内容は信長を中心とした時代の事柄を網羅的に記載しているといえる。それに加えて、信長と同時代を生き、実際に彼に出仕した人物による著書であるというその性質から、『信長公記』は信長と云う人物、あるいはその時代を知るための歴史史料として高く評価されてきた。しかし、この『信長公記』研究は、二種の良質な自筆本の発見を契機に昭和四十年ごろよりようやく本格化したに過ぎず、まだまだ研究の余地を残している。

## 二、太田牛一研究の現在

『信長公記』の著者太田牛一に関しては、桑田忠親氏をはじめ歴史学の研究者を中心に研究が進められてきたものの、未だ不明な点が多い。彼について知る上で、最も重要視されているのが、『信長公記』本文に見える牛一関連記事である。『信長公記』本文中には、著者牛一に関する記事が三箇所存在している。それに加えて巻末に付されている奥書の文言もまた、牛一の著書の中から彼を知る重大な手がかりである。

次に、『信長公記』の牛一奥書（岡山大学池田家本巻十二）を示す（原漢文を訓読）。

此一巻、太田和泉守、生国は尾張国春日郡山田庄安食の住人な

太田牛一『信長公記』編纂過程の研究

り。八句に餘り、頽齡已に縮み、淚眼を拭い、老眼の通路を尋ぬと雖も、愚案を顧みず、心の浮ぶ所、禿筆を染め認め。予、毎篇日記の次に書載するもの自然に集と成るなり。曾て私作私語にあらず、直に有ことを除かず、無ことを添へず。儻し一点虚書する則きんは、天道如何ん。見る人は啻一笑をして、実を見せしめ玉へ。

白元

内大臣信長公之

臣下也、其後

太閤秀吉公

臣下、今又

右大臣秀頼公

臣下也、

將軍家康公

関白秀次公

五代之軍記如此、且世間之笑草、綴置也。

太田和泉守（花押）

右により、著者牛一が尾張国春日郡出身であること、信長に仕えていたこと、そして織田信長から豊臣（秀吉・秀次・秀頼）を経て徳川家康に至るまで五代の軍記を著したことがわかる。また、同池田家本の巻十三巻末の奥書末尾に

太田和泉守

慶長十五年二月廿三日

牛一（花押）

丁亥八十四歳

と記されているため、逆算すると牛一は大永七年（二五二七）生ま

れとなる。信長の生年が天文三年（一五三四）であるから、牛一は信長より七歳の年長で、年齢的にほとんど変わらないことになる。<sup>⑤</sup>

次に『信長公記』本文中に見える牛一記事について紹介したい。先にも述べたように、『信長公記』の本文中には三箇所、牛一（又助）が登場する記事があるが、そのすべてが首巻の中に含まれている（傍線は稿者）。

①十五、柴田権六中市場合戦の事

一、七月十八日。柴田権六清洲へ出勢。

あしがる衆、

安孫子右京亮・藤江九藏・太田又助

木村源五・芝崎孫三・山田七郎五郎

此等として、三王口にて取合追入れられ、乞食

村にて相支へ叶はず。誓願寺前にて答へ候へ共、

終に町口大堀の内へ追入れらる。

②二十二、六人衆と云ふ事

又六人衆と云ふ事定められ、

弓三張の人数、

浅野又右衛門・太田又助・堀田孫七

已上、

鎗三本人数

伊藤清藏・城戸小左衛門・堀田左内

已上、

此衆は御手まはりにこれあるなり。

③四十三、堂洞取出攻めらるゝの事

九月廿八日、信長御馬を出され、堂洞を取巻き攻られ候。三方谷にて東一方尾つゞきなり。其日は風つよく吹くなり。信長かけまはし御覽じ、御説には堀きはへ詰め候はゞ四方より続松こしらへ持つて投入るべきの旨仰付けられ候。然して長井準人後巻として堂洞取出の下、廿五町山下まで懸来り、人数を備へ候へども、足軽をも出さず。信長は請手に御人数備へられ攻めさせられ、御説のごとくたえ松を打入れ、二の丸を焼崩し候へば、天主構へ取入り候を、二の丸の入口おもてに高き家の上にて、太田又助只一人あがり、黙矢もなく射付け候を、信長御覽じ、きさじに見事を仕候と、三度迄御使に預り、御感有て御知行重ねて下され候き。

これらの記事によれば、若いころの牛一は足軽衆に属していたことがわかる。その上牛一は弓が巧みで、その腕前が信長の目にとまり、褒美を受けるほどであったらしい。

このように首巻においては、牛一自身も三度にわたり本文中に登場し、若かりし頃の彼の姿をかいま見ることができ。しかし、本体の十五巻部分になると彼の名は一切登場しなくなる。牛一にとつて、彼自身はあくまでも記録する側の人間であり、極力文中に登場するべきではない、という意識が働いていたのではないだろうか。そのため、記事内容から彼自身に関する事柄は、可能な限り排除さ

れ、結果として現在の状態にあるのではないだろうか。首巻の中に彼の名前が排除されることなく残っているのは、該当事が彼に就いて名譽なことで、どうしても排除することができなかったか、あるいは首巻という巻の持つ特異性に起因しているのかもしれない（なお首巻の特異性に関しては後に述べる）。

さて、いかなる理由で①③の記事だけが『信長公記』首巻に残されているのかは定かではないが、当然これらの記事だけでは、著者牛一について知るには不十分である。しかも、この首巻内の右の記事では、信長政権下の牛一が、まるで柴田勝家や不破河内守と同様に、戦いの場において活躍した人物であるかのような印象を与えかねない。しかし実際のところ、信長に出仕するようになって以後の牛一は、戦闘員としてではなく、どちらかと言えば事務方としての活動が中心であったようである。

信長政権下での牛一の活動について、『信長公記』研究の先駆者である甫喜山景雄氏は、自ら刊行した我自刊我本『信長公記』<sup>⑤</sup>において、牛一を信長の祐筆であったとした。しかしこの説はその後、信長書状の中に牛一筆と思しきものが発見されていない点などから、桑田忠親氏によって否定されている<sup>⑦</sup>。また、岩澤愿彦氏はこれに加え、牛一が信長の近侍の部下であったと言うよりも、丹羽長秀の家臣団に与力として加えられていた形跡があることを指摘している<sup>⑧</sup>。更に近年、金子拓氏がこれを進め、加茂別雷神社文書の中の牛一関連文書の詳細な検証から、丹羽長秀と与力として仕えていた時分、

牛一は職務の一部として上賀茂社領に關して、上賀茂神社との連絡役を務めていたことを明らかにされた<sup>⑨</sup>。

なお、牛一が信長家臣団の中でもさほど信長に近い立場にあつたわけではないことは、『信長公記』内の信長文書について研究された杉崎友美氏も指摘されているところである。杉崎氏は、『信長公記』本文中の信長文書に重臣でなければ知り得ないような内容のもが含まれていないなどといった性質から、牛一が信長家臣団の中でそれほど重要な位置にはなかつた可能性を指摘されている<sup>⑩</sup>。

さて、本能寺の変で信長が没した後の牛一であるが、一時伊賀に蟄居したものの、その後、招かれて秀吉に仕えるようになったという<sup>⑪</sup>。秀吉の下での牛一は、信長政権下と同様に事務方として職務を行っていた。先の桑田氏・金子氏の指摘によれば、天正十七年頃の検地においては、奉行として山城国へ赴き、賀茂六郷などを担当しており、秀吉の最晩年、慶長三年の醍醐の花見においては秀吉の側室松丸殿に供として従うなどの職務を受け持っている<sup>⑫</sup>。その職務の間に、『信長公記』や『太閤さま軍記のうち』などの執筆・編集を行っていたと思しい。

秀吉の死後の牛一については、詳しいことは判明していない。しかし、池田家本の奥書から慶長十五年に八十四歳で存命であったことは確かである。年齢的にも公的な職務に携わっていたとは考え難く、『五代の軍記』作者としての活動を本格化させていった頃ではないかと推察される。牛一の没年に関しては長く未詳とされてきた

が、加賀太田家の系図を紹介した岡田正人氏によって、慶長十八年であることが明らかにされた。<sup>④</sup>

### 三・『信長公記』の諸本

(十五巻本・十六巻本・抄出本)

現在、『信長公記』には自筆本・写本など合わせて七十程の伝本が存在することが和田裕弘・金子拓両氏の調査の結果判明している。<sup>④</sup>『信長公記』の体裁は、伝本によって様々で、外題も「信長公記」と記されるもの他、「信長記」「安土日記」「安土記」「織田記」など様々なものが存在している。

これらの『信長公記』諸本を大別すると、「十五巻本」と、「首巻」を加えた「十六巻本」が存在することは先にも述べた通りである。「十五巻本」系の伝本の中では岡山大学池田家文庫蔵の『信長記』が、「十六巻本」系の伝本の中では陽明文庫蔵の『信長公記』が、それぞれ最も質の良い伝本とされている。このため『信長公記』のみに着目された研究者の中には、「十五巻本」を『信長記』、「十六巻本」を『信長公記』と呼んで区別する者も存在する。

七十余りある『信長公記』伝本のうち、特に価値が高いとされているものが牛一自筆本であるが、現時点では岡山大学池田家文庫蔵『信長記』(冊子装、十五帖)<sup>⑤</sup>、建勲神社蔵『信長公記』(冊子装、十五帖)、尊経閣文庫蔵『永禄十一年記』(卷子装、卷一部分のみ)、織田家蔵太田牛一旧記(卷子装、一卷のみの残闕本)の四本が確認され

ている。自筆本とされるこれら四つの伝本は、すべて十六巻本系の特徴といえる「首巻」をもたない。この「首巻」がいつごろ、どのように成立してきたのかという問題は、『信長公記』そのものの成立を探る上でも、見過ごすことのできない大きなテーマの一つである。

また、自筆本ではないがそれに匹敵する資料的価値をもつ伝本として、尊経閣文庫所蔵『安土日記』がある。これは天正六年・七年(巻十一・十二に該当)しか伝わっていない残闕本であるが、信長のことを一貫して「上様」と表記している。そのため、この『安土日記』のもととなった本文は、信長の生前、あるいは死後のきわめて早い時期に記されたものと考えることができる。信長のことを「信長」と記す池田家本や「信長公」とする陽明文庫本とする他の伝本と比べて、もつとも成立が古い本文をもつものとして重要な伝本であると考えられる。

この他にも『信長公記』には、特定の記事のみを抜き出して一冊の本とした抄出本が存在する。たとえば、信長と本願寺との間で勃発した石山戦争の顛末を記載する「天正八年庚辰八月二日新門跡大坂退散之次第」(天理大学附属天理図書館等蔵)や、天正九年に洛中で行われた馬揃えに関する記事を抜粋した『信長公御馬揃』(内閣文庫蔵)、安土城築城に關してまとめた『安土御天主之次第』などである。これらの抄出本はすべて後世における写本であるため、作者以外の手による編集の可能性も考慮しなければならない。特に、

内閣文庫所蔵の『信長公御馬揃』と名付けられた一冊は、冒頭に「天正九年辛巳二月二十八日信長公御馬揃／同三月五日／禁中御所望ニ付テ又御馬被為召書記」と記されているものの、他の牛一の文体とはやや異なるように感じられる。また、収録されている記事においても、天正九年の馬揃の記事を含む『信長公記』巻十四の内、馬揃えには関係のない冒頭部分まで収録している。天正九年の馬揃えに関して牛一が編纂し直したというよりは、むしろ『信長公記』の記事内容をよく知らない第三者が、馬揃えのあった年の巻(巻十四)を馬揃えの記事が終わる部分まで書写したのではないかと推察される。これに対して、国文学研究資料館蔵『徴古雑抄』中にみられる本願寺退出の記事などは、信長と本願寺との間で十年続いた石山戦争の顛末のみを収録している。更に、冒頭から末尾まで一つの物語としての形式が整うような表現を用いているため、牛一が自ら一つの作品として纏めたとしても不思議ではない。現時点では、これらの抄出本には牛一の自筆の物が存在していないため、牛一自身の抄出か或いは第三者によるものかは判然としない。しかし、いづれにしても特定の記事のみを抜き出した伝本が存在することは、その箇所がそれだけ人々の関心を引いたということである。『信長公記』がどのように享受され、また伝えられてきたのかを知る重要な手掛かりであると言えよう。

#### 四・『信長公記』執筆の動機

牛一は大永七年(一五二七)生まれで、天文三年生まれの信長と七歳しか違わない。その上、杉崎氏の論で指摘されているように、牛一は織田家臣団の中でそれほど高い地位にあった人物ではない。『信長公記』執筆の動機が見えてこないのだが、近年、金子氏が若いころの牛一について、興味深い指摘をされた。<sup>⑥</sup>

末裔(撰津)太田家に伝来した『信長記』写本(太田家本)の巻一奥書には、次のような興味深い文章が記されている。

「此書、太田和泉守牛一七十二余、顔齡已縮拭淚眼、染禿筆、生国尾張国、武衛様臣下也」

短いながら右の奥書には注目すべき点がふたつある。ひとつは牛一が七十歳で『信長記』を執筆したという点、いまひとつは「武衛臣下」とある点である。

「武衛」は律令官制上兵衛府の唐名であり、室町時代においては、幕府管領職に就き左兵衛督の官途を代々名乗った斯波氏の代名詞でもあった。：尾張において「武衛」といえば、守護斯波氏のことを指したと考えてまず間違いはない。：もともと牛一は斯波氏家臣であった可能性があるわけである。：牛一が斯波氏旧臣だったことをうかがわせる史料は太田家本巻一奥書のみであり、さらに検討を重ねる必要があるが、還俗後信長家臣として登場するまでの空白の時期を考えるうえで貴重な痕跡で

ある。

太田家蔵本の奥書で述べていることが事実であるならば、牛一は古くから織田家に仕えていたわけでもないことになる。信長自身に仕えていたわけでもなく、彼と旧知の仲というわけでもない牛一が、信長についての生涯、一代記を執筆したのは、一体「いつ」「どの様な理由」によるのであろうか。

執筆時期について考察を行う際には、まず、牛一の執筆作業のどの段階から『信長公記』と定めるかが重要である。牛一は非常に筆まめな性質であり、それゆえ日常的出来事を記録していた。これらの記録が彼の著作の素材となっていることは、これまでの先行研究において定説となっている。実際に、第一章にて記載した『信長公記』奥書においても、牛一自身が「予、毎篇日記の次いでに書載するもの自然に集と成る」と述べている。『信長公記』本文を見通してみても、日付けがある以外は、単に出来事を列挙しているだけというような記事は多く見受けられる。まさに書留をそのまま書写したという様相であり、誰かに読まれることを想定して執筆されたとは考えにくい。奥書における「自然に集と成る也」という牛一の宣言が、建前ではないことの裏付けとなろう。

さて、それでは単なる日々の書留類の寄せ集めであったものから、一体いつ『信長公記』とよばれる作品へと変化したのだろうか。現在解っているのは、慶長初年（一五九六）頃には既に十五巻の形が完成していたことだけである。牛一の『信長公記』は、世の一般的

な作品のように最初から文学作品として執筆されたわけではなく、成り行きの作品へと変化していったと考えられる。そのため、いつごろから作品として成立したのかという正確な年次を決定するのはおそらく不可能であろう。しかし、牛一の意識の上で書留類が『信長の伝記』になった時が、『信長公記』のとりあえずの誕生の間と定義してよいのではないかと思われる。それまで牛一にとつてはただの書留類であった紙の束が、『信長の伝記』と意識される。

それと同時に、牛一の中には、それらをより正確で詳細な記録へと結実させようとする意識も生まれてきたはずである。誰の目にも触れることなく、歴史の中に埋没するはずであった一武士の日記が、他者によって閲覧される対象となりうる、そのための編集作業が始まるのである。それと同時に、太田牛一は「信長の伝記」作者へと変化する。なお、ここで「信長の伝記」と称しているが、これは今まで先行研究において『信長公記』に付されてきたラベルのようなものである。しかし、『信長公記』そのものはその書名と微妙に異なり、単なる「信長の伝記」とは呼べない側面がある。此の事については後述する。

次に情報収集の範囲に話を移す。非常に筆まめな性格ゆえに、多くの記録を書き集めていた牛一であったが、当然すべての情報を知ることではできなかった。その記録の量にも正確さにも限界があるのは当然のことである。社会的身分の低さに、取得できる情報を制限されることもあったであろう。また、先にも述べたように信長と牛

一とは七歳しか離れていないため、牛一がいくら信長の時世に關して網羅的な記事を書くかと心掛けようとも、信長が若年の頃のことを同時代的に記録しておくことは困難だと考えられる。

たとえば、首卷の天文十一年条には次のような記事が含まれてい

る。  
八月上旬、駿河衆三川の国田原へ取出し、七段に人数を備へ候。其折節、三川のおん城と云ふ城、織田備前守か、へられ候き。

駿河の由原先懸にて、あつき坂へ人数を出し候。則、備後守おん城より矢はきへ懸出し、あつき坂にて備後殿御舍弟衆与二郎殿・孫三郎殿・四郎次郎殿初めとして既に一戦に取結び相戦ふ。其時よき働きの衆、織田備後守・織田与二郎殿・織田孫三郎殿・織田四郎次郎殿、織田造酒丞、是は鎧きず被られ、内藤勝介、是はよき武者とり高名。那古屋弥五郎、清洲にて候、討死候なり。下方左近・佐々準人正・佐々孫介・中野又兵衛・赤川彦右衛門・神戸市左衛門・永田次郎右衛門・山口左馬助、三度・四度か、り合ひか、り合ひ折しきて、各手柄と云ふ事限りなし。前後きびしき様躰なり。爰にて那古屋弥五郎類は由原討取るなり。是より駿河衆人数打納れ候なり。

これは、首卷の内「二、あづき坂合戦の事」と題された記事である。天文十一年（一五四二）に三河小豆坂で起こった戦いについて記した記事であるが、この合戦が起こった当時牛一はまだ十五歳である。万が一若年の牛一がこの合戦に参加しており、その時の記録が奇跡

的に手許にあったためにこの記事を執筆することが可能だったとしても、首卷に含まれる、時代を遡る記事を牛一自身の記録（あるいは記憶）を便りに執筆するというのは困難であろう。より正確かつ詳細な記事を執筆するためには、それぞれの事柄をよく知る第三者への取材は必要不可欠である。そしてそのような取材を行うためには、牛一が自らを「信長公記作者」であると自覚していると同時に、時勢が安定していることも必要である。記事の素材となっている書留類は、勿論その事柄が起こったのとはほぼ同時代に記録されたものである。しかし、情報の鮮度という問題はあるものの、その事柄の生き証人がいる限り取材を行うことは可能である。だが、信長が明智秀の謀叛にあつて後、明智が討伐される山崎の戦いを経ても、まだなお信長の天下統一事業を引き継ぐ正統な後継者の座を廻る争いは続いており、賤ヶ岳の戦いにおいて豊臣秀吉が柴田勝家を下し、実質的な信長の後継者となつてからも、天下を掌握しようとする秀吉とそれに対抗する四国の長宗我部氏・九州の島津氏・奥州の伊達氏・小田原の北条氏などの間で争いは止まなかつた。そのような不安定な情勢の中においては、いくら牛一が老齡の非戦闘員であったとしても、自由な取材活動など困難であつただろう。万が一、問者の嫌疑でもかけられた場合には命に関わる事態にもなりかねない。そのため、先に述べたような取材を牛一がなしたものは、早くとも

天正十四年（一五六六）に豊臣秀吉が太政大臣となり実質的な天下統一を果たして後のことと考えるのが妥当なのではないだろうか。

つまり、『信長公記』が作品として成立したのは慶長初年頃は下らないものの、それより遡りもしないのではないかと推定されるのである。無論これも現時点では推測の域をでない推論ではあるが、決定的な証拠がない以上、状況からいえる一つの可能性として示しておきたい。

次に牛一はなぜ『信長公記』の執筆を思い立ったのか、すなわち動機に関する事についても述べておきたい。牛一に限らず、人が何らかの行為を行う動機には内発的なものと外発的なものの二種類が想定される。具体的に言うならば、内発的な動機とは牛一が自ら『信長公記』の執筆を思い立ったということであり、外発的な動機とは第三者の依頼（もしくは事件など）が発端となつて執筆を開始したということである。初めは第三者の依頼によつて書き始めたものの、次第に使命感や義務感を抱き始め、内発的な行為に変化していくことは十分あり得るが、発端としてはどちらか一方であらう。まず、内発的な動機であつた場合、その動機は『信長公記』の記事構成を決定する指針となるはずである。特に伝記のように一人の人物や特定の事物にのみスポットを当てた作品においては、その人物や事物に対して称賛の目を向けるか、あるいは反対に非難の目を向けるかのどちらかに傾きやすい。例えば、伝記ではないものの『源家長日記』などでは著者源家長のかつての主君である後鳥羽院に関する記事が非常に多く、かつ全体を通して賛美するような表現が用いられている<sup>⑨</sup>。

しかし、『信長公記』記事全体を見渡してみたところ、一貫した指針や意思のようなものは見られず、あるとすればそれは信長の在世を詳細に記録するということであるように思われる。時に信長の施策を賛美するような表現が文中に見られることも有るが、これもあくまで信長が行つた施策の中でとりわけ善であつたものを、当時の人々の姿を後世に伝える意味で記載したに過ぎず、牛一身の意思が強く表れるものではない。次にいくつか具体例を上げておきたい。

（巻二・五・観世大夫・金春大夫御能仕るの事）

其後、且天下御為、且往還旅人御憐愍の儀を思食され、御分國中に数多之在る諸関諸役止させられ、都鄙の貴賤一同に忝しと拝し申し、満足候て訖。

（巻十一・二・御節会の事）

去程に、御節会廢て久しく之無し。当時都の者、此式曾存せず。信長の御代に成りて上を敬ひ奉り、月郷雲客・公卿・殿上人・役者達へ御知行参らせられ、諸卿達内裏に集て二枝の根引の松を以て、正月朔日辰刻に神歌を誦い、色々儀式有て、天下祭事有。洛中辺土の貴賤男女かゝる目出度御代に生合ひ久しく絶たりし祭事執行し給ひ有難き次第、天下長久の基也。

右のような能楽や節会に関する記事は、十五巻においてほとんど見られず、ここに掲載した記事を除けば二、三か所を残す程度であ

る。また、『信長公記』内には、信長と敵対した人々に向けて焦点を当てた記事も複数存在している。そのような記事においても牛一は同様に、当時の人々の姿と共にごく簡潔な感想を記すのみである。（巻十一・七、松永謀叛并に人質御成敗の事）

八月十七日、謀叛企て取出を引き拂、大和の内信貴の城へ父子楯籠り候。何篇の司祭候哉、存分申上げ候は、望を仰せ付けらるべきの趣、宮内郷法印を以て御尋ね成され候へ共、逆心挿み候の間、罷り出ず候。此上は出し置き候人しち京都にて御成敗成さるべきの由候て、御奉行矢部善七郎・福富平左衛門仰せ付けられ、彼子共永原の佐久間与六郎所に置かれ候、京へ召上げさせ未十二、十三のせがれ二人何れも男子にて、死ぬる子みめよしと申すたとへの如く、姿・形・心もゆうにやさしき者共候。村井長門守宿所にとゞめ、明日は内裏へ走り入り助け申すべき由申しきかせ、髪・法衣・□もうつくしく改め、出立然るべきの由申し候処、それは尤の事とても、命御たすけは有間敷物をと申し候。とかく親兄弟の方へ文を遣し候へと申され候へば、硯を乞ひ筆を染め、此上は親の方への文いらぬ由候て、日頃佐久間与六郎所にて懇の情くれ、有難しと計云遣はし、其儘罷り出一条の辻にて二人の子共一つ車に乗、六条かはら迄ゆかせられ、都鄙の貴賤群集して見物仕り候。色をもたがへず、最後おとなしく西に向ひちいさき手を合せ、二人の者共高声に念佛となへ生害候。見る人肝

を潰し、きく人も涙塞あへず、哀れ成る次第、目もあてられぬ事共也。

以上のように、『信長公記』本文において、牛一には信長を賛美する意図も、反対に非難する意図も見受けられないのである。更に、主題と受け取れるような取り立てて目立つ記事が何かあるというわけでもない。やはり、全体を通して言えることは、信長の時代を出来るだけ詳細に書き残そうとした可能性であるが、このようなことを牛一が自ら思いついて『信長公記』を執筆したとすれば、やや動機として弱いように思われる。

次に、外発的な動機であった場合、それが何によるか、あるいは誰によるものかということが疑問としてあらわれてくる。しかし、現時点ではそれは不明という他ない。記事の構成には一貫性がなく、とりたてて誰に（何に）有益というものではなく、同時代の他の記録に執筆以来のいきさつなどが見られるわけでもない。ただ、先の信長の在世を詳細に記録するといったことに関しても、牛一以外の人物（例えば織田家の重臣などでその当時活躍を見せた人物など）であれば、執筆「させる」動機には十分なり得るのかもしれない。

## 五. 「首巻」の発生

「首巻」とは『信長公記』十六巻本系統において、十五巻部分の前に付された一冊である。信長の父信輝の事に始まり、信長が上洛する以前の様々な事柄を記している。十五巻部分と異なり必ずしも

編年体にはなっておらず、記事内容的にも十五卷部分が政策や合戦など公的な信長を描くのに対し、若年期の信長の逸話をいくつも掲載するなど私的な姿を描いていると言える。加えて現在の所、自筆本は確認されていない。陽明文庫本などの写本から察するに原本は外題がなく、扉に「是ハ信長御入洛無以前之双紙也」と書かれているのみである。

「首卷」に関しては「なぜ存在しているのか」という発生の理由、そして「いつ頃完成したのか」という発生の時期が多く問題とされてきた<sup>②</sup>。更に近年の研究においては、そもそも首巻を「信長公記」の一部と見做してもよいものか、といったことも問題にされ始めている。まずこの事について考えてみたい。

結論を先に述べるならば、首巻は元来「信長公記」とは異なる書物であると考えられる。その根拠となるのが第一章で紹介した尊経閣文庫蔵「永禄十一年記」における牛一の奥書である。ここに牛一は「信長京師鎮護十五年如十五帖二記置候也。一笑一笑」と記している。つまり、牛一にとって「信長公記」の全体は十五年を十五帖に記した部分であり、ここに首巻は含まれていない事になる。また、首巻の扉に「是ハ信長御入洛無以前之双紙也」と記していることも、上洛以前の双紙に対する上洛以後の巻が牛一の中で想定されていることになる。無論、首巻の部分も織田信長という一人の人物を中心とした記録である。そのため、十五卷部分と首巻部分はまったくの無関係という訳にはいかなさうが、それは合わせて一つの作品

というよりも、本篇と付録のようなものではないだろうか。そうであったならば、十五卷部分と首巻との間の構成や記事傾向に不一致があつたとしても、それほど不思議ではなくなるのではないだろうか。

加えて、これまでの先行研究においては、「首巻」は十五卷本系の諸本が成立した後、「最終段階において結合されたもの」あるいは「十五卷本に全く成立を異にする書物を合わせた結果」との見解が長く主流となってきた。その背景には、「首巻」を有する十六卷本系統の伝本に丁寧な補訂が加えられている点、つまり十六卷本系統の本文の方が「首巻」を持たない十五卷本系の本文に比べて文体が整っているということがある<sup>③</sup>。

しかし、小島広次氏はこの見解に対して疑問を投げかけ、むしろ「首巻」の文体や特徴などの要素から、「信長公記」発生の段階から存在していたのではないかという見解を示している<sup>④</sup>。

考察の論点の第一は、巻首が諸本のうち成立の遅いものに付加されているだけの理由では、巻首そのものの成立がおそいとは考えられないこと。第二は十五帖に比較して、素材的要素もしくは「語りもの」的な残影があること。第三は、十五帖の日記風の体裁は次第に整えられていったものであって、原型の信長記は逆に巻首のような形態であつたのではないかと推測されること。この三点である。

また、藤本正行氏も「首巻」があくまで「信長上洛以前の事柄を

記した一冊」であることから、「巻一の成立以後であればいつでも「上洛前の記事の巻」首巻は成立しうる」としている。<sup>②</sup>

「十五帖」の巻一は、上洛を主題とする独立した記録の体裁をとっているわけで、「永禄十一年信長上洛之次第」といった題をつけてもおかしくない。(中略)この短編が完成した時点で、それ以前の記事はいつでも一括されて「信長御入洛なき以前の双紙」となりうるのである。

もしも小島氏や藤本氏の述べられるように、首巻が十五巻に先だって成立したとすると、いくつか疑問な点がある。一つにはその記事の素材についてである。十五巻部分が信長の「天下取り」の軌跡を書き記すのに対し、首巻は信長が世間的には全く無名であった時代の記録である。そのような時代の信長について、牛一に書き残す意義があつたろうか。先にも述べたが、牛一の著作の基本的な素材は彼が日々書きためていた書留類である。その書留類の中に、若き日の信長が正装もせずに「尾張の大うつけ」と呼ばれていたなどといった私的なことがあつたとは思ひ難い。そもそも信長と旧知の仲という訳でもない牛一に、そのような記事を編纂して伝記を書き始める理由があるのかさへ定かではないのである。

もう一つには、首巻の文体についてである。これは先にあげた小島氏・藤本氏をはじめ、金子氏など多くの『信長公記』研究者が述べているところでもあるが、首巻は十五巻部分に対して文体が整っておらず、記事内容的にも素材のようなものが少なくない。小島氏

はこれをあげて「原型の信長記は逆に巻首のような形態であつた」としているが、首巻がもしも十五巻に先だつて成立していた場合、なぜそのような手つかずの状態のままでおかれているのだろうか。十五巻部分の諸本の本文比較からは、牛一は本文を幾度か書き直し、その都度、補足や訂正を加えていた形跡が見受けられる。首巻がもしも十五巻部分に先だつて成立していたのであれば、成立してから牛一没までの年月が長い分、十五巻部分よりも文体が整っていてもおかしくないはずである。それが十五巻部分よりも素材に近い形で残されているという事は、加筆修正も行われることなく放置されていた、或いは十五巻部分より成立が下るためそのような状態のままである、このどちらかということになる。しかし、奥書等に見える牛一の性格上、十五巻部分よりも先に成立していた首巻本文を加筆修正も行わないまま放置したとは考え難い。やはり、十五巻部分よりも成立が下るために、十分な編集がされなかったと考えるべきではないだろうか。ただし現時点においては、これ以上踏み込んだ言及をするだけの根拠を得ることができなかったため、更なる検証は今後の課題としたい。

## 六・牛一の編纂作業

池田家本や陽明文庫本、あるいは尊経閣本『永禄十一年記』などの本文の異同を見てみると、そこには牛一が執筆を重ねることに何度も手を加えていった形跡が見てとれる。右に上げた三つの伝本に

おいては、尊経閣本「永禄十一年記」がまず先に存在し、そこから池田家本の本文が発生し、陽明文庫本の本文は最も成立が下るとの見解がある<sup>⑧</sup>。この成立順に関しては、「永禄十一年記」と池田家本の本文にはほとんど大きな異同は見られないものの、前者の本文自体の方が、牛一の若いころの筆跡を保っていること、そしてこの二本と比べて陽明文庫本は本文異同が多くみられ、より整った文体を獲得していることから、推察できるところである。

これら三本の本文異同の内容に目を向けると、「特別な目的を持つ改変」「不足分を補うための改変」「どちらともとれる改変」の三種が見受けられる。次に若干の例を上げたい。

#### ①特別な目的を持つ改変

特別な目的を持つものの具体的な例としては、池田家本に二ヶ所見られる追筆がある。一つ目は卷十三「無辺の事」の最後に「忝くも御感状成され、後代の面目也」と添えており、二つ目は卷十五「人数備の事」の中の池田勝九郎の後ろに元々あった蜂屋兵庫を措り消して「幸新」に変更している。これらは、石田善人氏によると池田家本を牛一に求めた池田輝政の注文によるものと考えられる<sup>⑨</sup>。牛一の意思によるものではなく、依頼を受けて「天下に一本」の伝本を作り上げることを目的としての改変であるといえる。加えて、これは「信長公記」に關しての事ではないが、牛一が親睦の深かった美濃の豪族坪内利貞（定）に宛てた書状の中に次のような文言が

ある<sup>⑩</sup>。

仍御息様達四人、関ヶ原合戦双番二書入申候、此双番唯今進之度候へ共、写申度之由候て、よ所へ所望とて借遣候間、無其儀候

これは牛一が関ヶ原の合戦について記した「関ヶ原合戦双紙」に、坪内利貞の二人の息子の武功を書き足した旨を報告したものである。牛一は特定の誰かにとつて有益なように本文を付け加えることに對して、それほど抵抗はなく、このような追筆も池田本に限らず行っていたことが推察されよう。また、最も成立が下ると思しい陽明文庫本に、次のような記事がある。

道家清十郎、道家助十郎とて兄弟覚の者あり。生国尾張国守山の十人なり。一年東美濃高野口へ武田信玄相働き候。其時森三左衛門 肥田玄蕃先駆けにて、山中谷合にてかゝり合ひ、相戦ひ候て、兄弟して頸三つ取て参り、信長公へ御目に懸け候へば、御褒美斜めならず。白きはたをさし物に仕候。其旗をめしよせられ、天下一の勇士なり、と御自筆に遊ばし付けられ候て下さる。都鄙の面目これにすぐべからず。名譽の仁にて候なり。今度も其旗さして、森三左衛門と一所に候て、前後手柄を尽し、火花を散らし、枕を並べて討死候なり。

これは卷三「十一・志賀御陣の事」の中にある大幅な追加箇所である。池田家本において、この部分は「道家清十郎、道家助十郎、兩人白きさし物、信長御筆を染められたる勇士、各枕を並べて討死

也」と、ごく簡潔に記されるのみである。道家清十郎・助十郎兄弟と信長とのエピソードを詳細に描くことで、道家兄弟の武功が強調されている。特定の人物にとって名誉であるという点では池田家本の追筆と共通する。しかし、道家兄弟当人はこの戦いにおいて討死をしまつてゐるため、彼らが直接牛一に追筆を依頼することは不可能である。縁のある人物による依頼か、あるいは次に述べるような改変の一つであつたのかもしれない。

### ② 不足分を補うための改変

次に、不足分を補うためのものについてである。これはつまり、『信長公記』執筆の段階では情報が不足しており、未完のままであつたり、未載であつた記事を、後年において書き足したものである。例えば、巻三の「四・観世大夫、金春大夫立合に御能の事」の中に、永禄十三年（一五六二）の四月十四日に行われた能の演目を記す記事がある。この記事は、池田家本では記されていないものの、陽明文庫本では詳しく増補されている。巻一の「五・観世大夫・金春大夫御能仕る事」にもこれと同じように能の演目を記す記事があるが、こちらでは池田家本も能の演目を詳細に記している。そのため、牛一が巻三の記事を最初から記すつもりがなかったとも、または、陽明文庫本の記事の方が成立が遡ると想定して、元は存在した記事の後から削除したとも考えにくい。少なくともこの箇所に関しては、意図的に「書かなかつた」のではなく、池田家本執筆当時は資料が

なく「書けなかつた」と考える方が自然であるように思われる。なお、ここでは紙面の都合上紹介を省くものの、時や場所あるいは人について詳細な情報が補足されているものも同様の改変であると考ええる。

### ③ 両義的な改変

最後にどちらともとれる改変についてである。①で上げた道家兄弟の記事もそうであるが、『信長公記』本文中には、誰かの依頼を受けてとも取れるし、或いは単なる補足ともとれるような、動機のはつきりしない改変も見られる。例えば、合戦などの記事の武者揃えの異同等である。池田家本と陽明文庫本において、どちらか一方のみ記される人物を抜き出してみたところ、その経歴などに貫した傾向のようなものは存在しておらず、またそれらの人物の中には、現在『信長公記』の中でしか確認されていない人物も少なからず存在している。現時点では正確な判断を下すことは困難である以上、今後の課題とさせていきたい。

さて、これらの改変はその内容こそ様々であるが、「十五巻部分の記事内容を詳細にする」という点で共通した意義をもっている。池田輝政の注文による追筆も、道家兄弟の武功の事も、あるいは能の演目に関するようなことも、すべては『信長公記』十五巻部分に記された永禄十一年から天正十年という信長の治世にあつたことの一部である。このことから、これまで「信長の伝記」とのみ考えら

れてきた『信長公記』の意義について考え直してみたい。

## 七・「信長時代記」としての『信長公記』

先に『信長公記』全体を通して言えることは、「信長の時代を出るだけ詳細に書き残そうとした」可能性である、と述べた。もしも牛一がこの目的で『信長公記』を執筆していたのであれば、従来言われてきた「信長の伝記」というあり方とはやや一致しないことになる。ここで改めて『信長公記』の在り方について検討してみたい。

前も述べたように、『信長公記』の本文異同において、人名の増減には一貫性が見られず、また記事全体を見通してみても、信長に関して賛美する意図も非難する意図も見られない。記事の改変や補足においても、注文などを受けて特定の人物にとって有益な改変がなされることはあっても、それは作品全体に影響を及ぼすようなものではない。同様の事が主役であるはずの信長についても言える。すべての記事が情報量に差はあれど、ただ起こったままに記されているに過ぎず、それは必ずしも信長にとって重要なものとはいえないのである。

『信長公記』という名を冠しているにも関わらず、その目は信長のみ注がれているわけではない。彼を中心としたその時代そのものにあてられているわけではない。このような『信長公記』の記事構成・編集過程から鑑みるに、やはり牛一は「信長」を描こうとした

のではなく、あくまで「信長の時代」を書き残そうとしたのではないだろうか。それゆえに、『信長公記』においては誰を賛美するでもなく、どの立場に寄り添うでもない、中立的な立場を保っているように思われるのである。巻一の冒頭において、牛一は「永禄十一年戊辰以来織田弾正忠信長公の在世、且これを記す」と記している。これはまさに牛一にとっての『信長公記』のあり方を宣言しているのかもしれない。

### おわりに

本稿では、太田牛一『信長公記』に関して、先行研究の動向を紹介したうえで、牛一自筆本とされる池田家本『信長記』、尊経閣文庫本『永禄十一年記』と、牛一自筆本の忠実な写しである陽明文庫本『信長公記』の本文の状況などから、『信長公記』の編纂過程を、「誕生」と「編集」の二段階に分けてたどってきた。誕生の段階においては、その時期を慶長初年は下らないものの、それよりさほど遡りもしない頃、早くとも豊臣秀吉が太政大臣となり実質的な天下統一を成しとげる天正十四年以降を一つの可能性として示しておいた。また、編集の段階においては、『信長公記』のベースとなる形が出来上がって後も、牛一は注文による加筆や取材による補足を加えていること、そしてその編集方式には一貫した傾向が見られないことを述べた。その上で、従来「信長の伝記」とのみ称されてきた『信長公記』だが、牛一は「信長」だけに焦点を当てたかったわけで

はなく、あくまで「信長の時代そのもの」を後世に書き残すことを目的としたのではないかということを描した。

ただ、現時点においては、『信長公記』のみを用いての考察に過ぎず、憶測の域を出ない部分も多い。今後は『太閤さま軍記の内』『関ヶ原合戦の双紙』など、牛一の他の著作も加え、より詳細な研究を行っていききたい。

### 註

- ① 金子拓「信長記」研究の現在（『歴史読本』二〇〇八年八月号、新人物往来社）。
- ② 例えば、信長がまだ上総介であった頃、正装もせず供も連れずに街中をフラフラと歩きまわり、民家の庭先になっている柿を食べて「噂通りの大うつけ（馬鹿者）だ」と呼ばれていたエピソードや、父の葬儀の席にまでも正装もせずにやってきて、父の位牌に抹香を投げつけたエピソードなどを首巻には記している。
- ③ 例えば、谷口克広氏などは「太田牛一」「信長記」の信憑性について「一日付けの考証を中心として」（『日本歴史』三八九号 一九八〇年）の中で、「信長記」は、織田時代史の研究を手がける場合、不可欠と言うべき重要史料である。」と述べている。
- ④ 五代の伝記とは信長「信長公記」、秀吉・秀次「太閤さま軍記のうち」、秀頼「豊国大明神臨時祭祀記録」、家康「関ヶ原御合戦双紙」をさす。
- ⑤ 戦国人名辞典編集委員会編「戦国人名辞典」（吉川弘文館、二〇〇五年刊）。
- ⑥ 一八八一年に刊行された「我自刊我書」と呼ばれる叢書類の内の一冊。
- ⑦ 桑田忠親氏は著書『太閤記の研究』（徳間書店 昭和四〇年刊）にお

太田牛一「信長公記」編纂過程の研究

いて「通説にあげられた太田牛一・大村由己の如きは、信長、もしくは秀吉の祐筆として、未だ、何らの証拠も得られないのである。（中略）単なる伝説、もしくは、憶測によって、これを信長の祐筆と断定するのは、むしろ、甚だしい早計ではなからうか」としている。

- ⑧ 岩澤彦彦「信長公記」の作者太田牛一の世界（『史叢』第三二号 昭和五八年一月）一六頁～一七頁。

⑨ 金子拓「織田信長という歴史」（勉誠出版 二〇〇九年刊）九五頁「永禄十二年七月に、丹羽長秀の「奏者」（取次役）として礼銭が贈られていることは注目される。牛一の名前が登場する前後に惟住五郎左衛門尉（丹羽長秀）や長束藤三（長吉。長秀被官で長束正家弟）らの名前が見えることが多く、牛一が上賀茂社領に關して長秀とのあいだをつなぐ役割を果たしていたことは間違いない。」とある。

⑩ 杉崎友美「太田牛一と「信長記」編纂」（『古文書研究』第六三号 二〇〇七年六月刊）六頁「これは注文の出された当時から、「信長記」進上記事が執筆されるに至る間の何処かの期間において、牛一が信長の許を行き来する物品の流れを知り得る立場にあったことを示すものといえるであろう。しかしその一方で、「信長記」に信長文書が記されていないことから、文書の内容を知ることのできる信長に近侍する立場になかったことも明らかであり、それほど高い地位になかったことが推測されよう。」

- ⑪ 桑田氏前掲書、八三頁。
- ⑫ 桑田氏前掲書、八五頁。金子氏前掲書、一一二～一一八頁。
- ⑬ 岡田正人「織田信長総合辞典」（雄山閣、一九九九年刊）内「太田牛一」項。
- ⑭ 堀新編「信長公記を読む」（吉川弘文館、二〇〇九年刊）五六～六三頁。
- ⑮ 十五巻本の巻一から巻一五の全内容。奥書より慶長一五年頃に完成したと考えられるが、これは池田家への献上に際して奥書が付された年代であるため執筆年はやや遡ると考えられている。ほぼ完全な姿を

残す白筆本として価値が高い。

⑮ 冒頭は「抑、大坂ハ凡日本一の名地なり。」と石山本願寺の地理解説に始まり、末尾は「数多の伽藍一字も不残、夜日三日黒雲となりて焼侍りぬ。天正八年八月 太田又助牛一」としている。この年次は記事内容のあつた時のことを指すと考えられる。

⑰ 金子氏前掲書、九一頁―九二頁。

⑱ 「信長京師鎮護十五年、十五帖のごとくに記し置き候なり。一笑々々」と記す『永禄十一年記』の署名が和泉守の前の名乗りが太田又介となつており、牛一がこの署名を用いていたのが慶長初年の頃にあたるためである。

⑲ 二〇一〇年度古典ゼミにて大取一馬先生の御教授による。

⑳ 藤本正行氏『信長の戦争』講談社学術文庫 二〇〇三年の序章、小島広次「牛一本『信長記巻首』の性格について」（『清洲町史』清洲町史編纂委員会、一九七〇年）など。

㉑ 金子氏、和田裕弘氏など。

㉒ 小島氏前掲論文、藤本氏前掲論文、金子氏前掲書など多くの研究者の指摘する所である。

㉓ 小島氏前掲書、五六五頁―五六六頁。

㉔ 藤本氏前掲書、四二頁―四四頁。

㉕ 内藤昌氏『復元 安土城』講談社メチエ 一九九四年、金子氏前掲書など。

㉖ 石田善人『信長記十五卷解題』福武書店 一九七五年。三一頁―三四頁。

㉗ 東大史料編纂所蔵の写本を参照。

㉘ 追加記事の中には「尾州清洲の町人具足屋玉越三十郎」なる人物に関するものも含まれている。